

令和5年度 甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金

この補助事業は、生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を図るため町民の皆様が甘楽町内（以下、「町内」といいます。）の業者を活用して、ご自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助するものです。

- ※一般住宅及び併用住宅（1／2以上が居住部分であること）の居住部分への施工です。
- ※既に着工又は完成しているリフォーム工事は対象外です。
- ※補助金の交付は、申請者及び当該住宅につき、1回限りです。
- ※この補助事業は、予算額を超える場合には申請受付を打ち切る場合があります。



【補助事業の概要】

補助対象者	<申請者の要件> ・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・過去に、この補助金及び甘楽町空き家リフォーム補助金の交付を受けていない人 ・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 <申請者及び同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件> ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと
補助対象住宅	・補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅
補助対象工事	・内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とするリフォーム工事 ※詳細は別表参照 ・町内の業者に発注して行う工事であること ※法人の業者にあっては本店（本社）が町内にある業者に限ります ・補助対象経費が、10万円（税込み）以上であること ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと ※工事着手、代金支払い（一部前払いも）は必ず交付決定後に行うこと ・令和6年2月29日（木）までにリフォーム工事の完了報告が出来ること
補助金額	<工事の補助率> ・補助対象経費の20%以内 ※中学生以下の世帯員がいる場合は、補助対象経費の30%以内（1,000円未満切り捨て） <補助金限度額> ・20万円
補助件数	予算額 200万円（限度額20万円の場合：10件）※予算の範囲内



補助金交付までの手順

※郵送受付可、受付窓口は土、日、祝日を除く。

① 補助金の交付申請（申請者→都市計画係）

- ・申請受付期限：令和6年1月31日（水）
- ・申請書配布・受付場所：建設課都市計画係（西庁舎）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
 - ※水曜日は午後7時15分まで
 - ※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。
 - ※町内業者の見積書、工事前写真など、所定の書類を添えて申請してください。（様式第1号、様式第2号）
 - ※申請できるのは1住宅につき1件です。

② 交付決定（都市計画係→申請者）

- ・申請書により、補助対象者の条件及び補助対象工事の内容等を確認し、決定額を通知します。

補助金交付決定通知（都市計画係→申請者）

申請書の審査が完了した後、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、「補助金交付決定通知」を送付いたします。

工事着手～工事代金支払い

補助金の交付決定を受けてから工事着手してください。

※交付決定前に工事着手した場合は、補助対象になりません。

※工事の際は、関係法令等を遵守してください。

※領収書と見積書の金額が異なる等、変更が生じた場合は、手続きが必要になります。（変更交付申請書：様式第4号）

③ 工事完成報告・補助金の請求（申請者→都市計画係）

- ・工事完了報告書提出期限：令和6年2月29日（木）

※期限までに完了報告が出来ない見込みとなる場合には、事前にご連絡ください。

- ・工事完了報告書受付場所：建設課都市計画係（西庁舎）
- ・補助対象工事の完了後、領収書等所定の書類を添えて報告してください。（様式第7号、様式第9号）
- ・書類審査後、補助金の交付となります。（指定口座へ振込みます。）

【 問合せ・受付窓口 】

甘楽町役場 建設課 都市計画係（西庁舎） ☎64-8322（内線421・422）

